

令和 6 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

野々市市

償却資産の申告期限は令和 6 年 1 月 31 日(水)です。

- ◆1 月 1 日現在で償却資産を所有している方は、申告義務があります。
- ◆提出先は、野々市市役所税務課 資産税係です。
- ◆郵送の際には、下記の宛先へ送付してください。

申告の際のお願い

- ☆郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え(受付印押印済)の返送が必要な場合は、必ず「切手」を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ☆償却資産をお持ちでない場合でも、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、提出してください。

償却資産申告書が必要な場合、野々市市役所税務課に電話していただくか、野々市市 HP よりダウンロードしてください。

野々市市役所税務課 資産税係 TEL(076)227-6037(直通)

FAX(076)227-6255

野々市市 HP 償却資産申告書

<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/5/1223.html>

申告書の提出は電子申告も可能です。詳細は、地方税共同機構のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)でご確認ください。



野々市市 HP 償却資産申告書

◎提出先

〒921-8510

野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所 税務課 資産税係 行

*** 目次 ***

| | |
|----------------------------|----|
| I 償却資産とは | 1 |
| 1 申告が必要な資産 | 1 |
| 2 申告の必要がない資産 | 1 |
| 3 資産の種類ごとの主な償却資産 | 2 |
| 4 業種別の主な償却資産 | 3 |
| 5 建物附属設備・特定附属設備の取扱いについて | 3 |
| 6 家屋と償却資産の区分表 | 4 |
| II 償却資産の申告について | 5 |
| 1 申告していただく方 | 5 |
| 2 リース資産について | 5 |
| 3 申告していただく書類 | 5 |
| 4 番号法に定める番号・本人確認について | 6 |
| III 申告書類の作成方法 | 8 |
| 1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方見本 | 8 |
| 2 種類別明細書(減少資産用)の書き方見本 | 9 |
| 3 種類別明細書(増加資産用・全資産用)の書き方見本 | 10 |
| IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで | 11 |
| 1 評価額の計算方法 | 11 |
| 2 税額の計算方法 | 12 |
| 3 価格の決定 | 12 |
| 4 納期限及び納付方法について | 12 |
| V その他 | 14 |
| 1 不申告又は虚偽の申告 | 14 |
| 2 実地調査について | 14 |
| 3 国税資料等の閲覧について | 14 |
| VI よくあるお問い合わせ | 15 |
| VII 提出前のチェックシート | 17 |

I 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法又は所得税法の規定によって、その減価償却額又は減価償却費が、損金又は必要な経費に算入されている固定資産です。

1 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができ、耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産です。ただし、以下の資産も該当します。

- ①取得価額が10万円未満であっても、税務会計上は個別償却している資産
- ②建設仮勘定で経理されている資産
- ③遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる資産)
- ④未稼働資産(既に完成されているが、いまだ稼働していない資産)
- ⑤償却済み資産、簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ⑥借用資産(リース資産)で契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ⑦取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産(中小企業者等の少額資産特例)

2 申告の必要がない資産

次の資産は、原則、償却資産の課税対象にならないので、申告の必要がありません。

- ①取得価額が10万円未満のもので、税務会計上、資産として計上しない資産
- ②10万円以上20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法上3年で一括償却する資産
- ③自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- ④無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、特許権等)

○経理区分と申告の要否

| | 取得価額 | 国税の取り扱い | 固定資産税(償却資産)の取り扱い |
|--------|--------|---------|----------------------------|
| 個人の場合 | 10万円未満 | 必要経費 | 申告対象外 |
| | 10万円以上 | 3年間一括償却 | 申告対象外 |
| | 20万円未満 | 個別減価償却 | 申告対象 |
| | 20万円以上 | 個別減価償却 | 申告対象 |
| 法人の場合 | 10万円未満 | 損金算入 | 申告対象外 (★中小企業特例の場合、申告対象) |
| | | 3年間一括償却 | 申告対象外 |
| | | 個別減価償却 | 申告対象 |
| | 10万円以上 | 3年間一括償却 | 申告対象外 |
| | 20万円未満 | 個別減価償却 | 申告対象 |
| 20万円以上 | 個別減価償却 | 申告対象 | |

3 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を資産の種類ごとに例示しますと、次のとおりです。

| 資産種類 | | 内容 |
|------|-----------|---|
| 1種 | 構築物 | 門、塀、構内舗装、屋外排水溝、水槽、庭園、看板、外灯等 |
| | ※建物 | 簡易建物（三方に壁のないもの、基礎のないもの等）上屋、自転車置場、物置等 |
| | ※建物附属設備 | 建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものに分かります。 （1）特定の生産又は業務用の電気設備、給排水設備、ガス設備、ボイラー設備等 （2）受変電設備、自家発電設備等 （3）壁面サイン工事、簡易間仕切等 |
| 2種 | 機械及び装置 | 工作用機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、ショベルドーザー等の土木建設機械（0ナンバーのものを含む）、その他各種産業用機械及び装置等 |
| 3種 | 船舶 | 漁船、ボート、貨物船等 |
| 4種 | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等 |
| 5種 | 車両及び運搬具 | フォークリフト等の大型特殊自動車（0または9ナンバーのもの）、台車等 （注）大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税客体）の区別 次に掲げる要件の一つでも該当する場合は、大型特殊自動車となります。 1 農耕作業用自動車 最高速度35km/h以上のもの 2 農耕作業用自動車以外のもの （1）最高速度15km/hを超えるもの （2）自動車の長さが4.7メートルを超えるもの （3）自動車の幅が1.7メートルを超えるもの （4）自動車の高さが2.8メートルを超えるもの |
| 6種 | 工具、器具及び備品 | 測定工具、切削工具、金型、机、椅子、金庫、事務機器、陳列棚、自動販売機、エアコン、宅配ボックス、医療用機器等 |

※建物、建物附属設備について

国税上、建物又は建物附属設備で資産計上される場合においても、上記の資産等は固定資産税上、償却資産として申告の対象となります。

4 業種別の主な償却資産

償却資産を業種別に例示しますと、次のとおりです。()の数字は、各資産の耐用年数です。

| 業種 | 主な償却資産の内容 |
|----------------|---|
| 共通 | タイムレコーダー(5)、事務机・椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピューター(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、外灯(10)、屋外給排水設備(15)、その他 |
| 飲食業 | 食卓(5)、椅子(5)、厨房用具(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他 |
| 理容業 美容業 | 理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他 |
| クリーニング業 | 洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他 |
| 小売業 食肉鮮魚販売業 | 冷凍庫(9)、肉切断機(9)、挽肉器(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他 |
| 加工・修理業 | 旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他 |
| 医業 歯科医業 | レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他 |
| 不動産貸付業 | アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、ゴミ置場(7)、駐輪場(10)、外構工事(10又は15)、コンテナ(7)、その他 |
| 農業 | 果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農耕具(トラクター(7)等)、その他 |

※資産の耐用年数については、管轄の税務署にご確認ください。

5 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次のように家屋と償却資産に区分し、課税されます。

| | |
|-----------|--|
| 償却資産とするもの | 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格が強いもの |
| 家屋とするもの | 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備等 |

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気配管、エア配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2)賃借人等の方が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けした電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備と言います。

特定附帯設備は、地方税法第 343 条第 10 項及び野々市市税条例第 61 条第 8 項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

6 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

| 設備等の種類 | 設備等の分類 | 設備等の内容 | 家屋と設備等の所有関係 | | | | |
|--------------|-----------|---|-------------------|------|-------|------|---|
| | | | 同じ場合 | | 異なる場合 | | |
| | | | 家屋 | 償却資産 | 家屋 | 償却資産 | |
| 建築工事 | 内装・造作等 | 床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式 | ○ | | | ◎ | |
| 電気設備 | 受変電設備 | 設備一式 | | ◎ | | ◎ | |
| | 予備電源設備 | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等 | | ◎ | | ◎ | |
| | 中央監視設備 | 設備一式 | | ◎ | | ◎ | |
| | 電灯コンセント設備 | 屋外設備一式、特定生産又は業務用設備 | | ◎ | | ◎ | |
| | 照明器具設備 | 屋内設備一式 | ○ | | | | |
| | 電力引込設備 | 引込工事 | | ◎ | | ◎ | |
| | 動力配線設備 | | 特定の生産又は業務用設備 | | ◎ | | ◎ |
| | | | 上記以外の設備 | ○ | | | |
| | 電話設備 | | 電話機、交換機等の機器 | | ◎ | | ◎ |
| | | | 配管・配線、端子盤等 | ○ | | | |
| | LAN設備 | | 設備一式 | | ◎ | | ◎ |
| | 放送・拡声設備 | | マイク、スピーカー、アンプ等の機器 | | ◎ | | ◎ |
| 配管・配線等 | | | ○ | | | | |
| 監視カメラ(ITV)設備 | | 受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器 | | ◎ | | ◎ | |
| | | 配管・配線等 | ○ | | | | |
| 避雷設備 | | 設備一式 | ○ | | | ◎ | |
| 火災報知設備 | | 設備一式 | ○ | | | ◎ | |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 | | ◎ | | ◎ | |
| | | 屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等 | ○ | | | | |
| | 給湯設備 | 局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用) | | ◎ | | ◎ | |
| | | 局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備 | ○ | | | | |
| | ガス設備 | 屋内設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 | | ◎ | | ◎ | |
| 屋内の配管等 | | ○ | | | | | |
| 衛生設備 | | 設備一式(洗面器、大小便器等) | ○ | | | ◎ | |
| 消火設備 | | 消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 | | ◎ | | ◎ | |
| | | 消火栓設備、スプリンクラー設備等 | ○ | | | | |
| 空調設備 | 空調設備 | ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備 | | ◎ | | ◎ | |
| | | 上記以外の設備 | ○ | | | | |
| | 換気設備 | | 特定の生産又は業務用設備 | | ◎ | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | ○ | | | | |
| その他の設備等 | 運搬設備 | 工場用ベルトコンベア、垂直搬送機 | | ◎ | | ◎ | |
| | | エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等 | ○ | | | | |
| | 厨房設備 | 顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 | | ◎ | | ◎ | |
| | | 上記以外の設備 | ○ | | | | |
| その他の設備 | | 冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、郵便受け、カーテン・ブラインド等 | | ◎ | | ◎ | |
| 外構工事 | 外構工事 | 工事一式(門・塀・緑化施設等) | | ◎ | | ◎ | |

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和6年1月1日現在、野々市市内に事業用の償却資産を所有する法人又は個人の方です。

※資産の増減がない場合や、廃業、解散、転出等の異動があった場合もその旨の申告が必要です。また、資産を所有していない方も、該当資産がないことを申告してください。(資産がない旨の申告があるまで、申告書が発送されます。)

2 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人(会社)に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人(会社)に申告いただく場合があります。

大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

| リース契約内容 | 資産を借りている人 | 資産を貸している人 |
|--------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 期間満了と同時に資産が回収される場合 | × (申告不要) | ○ |
| リース後に資産が使用者の所有物となる場合 | ○(20万円以上) ×(20万円未満) | × (申告不要) |
| 平成20年4月1日以降に契約した「所有権移転外ファイナンスリース」の場合 | × (申告不要) | ○(20万円以上) ×(20万円未満) |

3 申告していただく書類

基本的な場合の申告書類については、P7の「申告書フローチャート図」を参考にしてください。また、下記の場合については別途、必要書類がありますので、詳しくは税務課資産税係までご連絡ください。

- 課税標準の特例を受ける資産がある場合
- 耐用年数の短縮を行っている資産がある場合
- 増加償却を行った資産がある場合
- 非課税の資産がある場合
- 賃貸借家屋等の特定附帯設備がある場合

4 番号法に定める番号・本人確認について

償却資産申告書には、マイナンバー(個人番号12桁)又は法人番号(13桁)の記載が必要です。事業の新規開始による初めての申告をされる方や、番号確認書類の提出が一度もない方は、申告書を提出いただく際に以下の①番号確認書類並びに②本人確認書類も必要となります。(代理で申請される場合は①番号確認書類に加えて、③代理人の本人確認書類及び委任状が必要です。)

【申告書以外の必要書類】

ア 番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等のいずれか1点

イ 本人確認書類

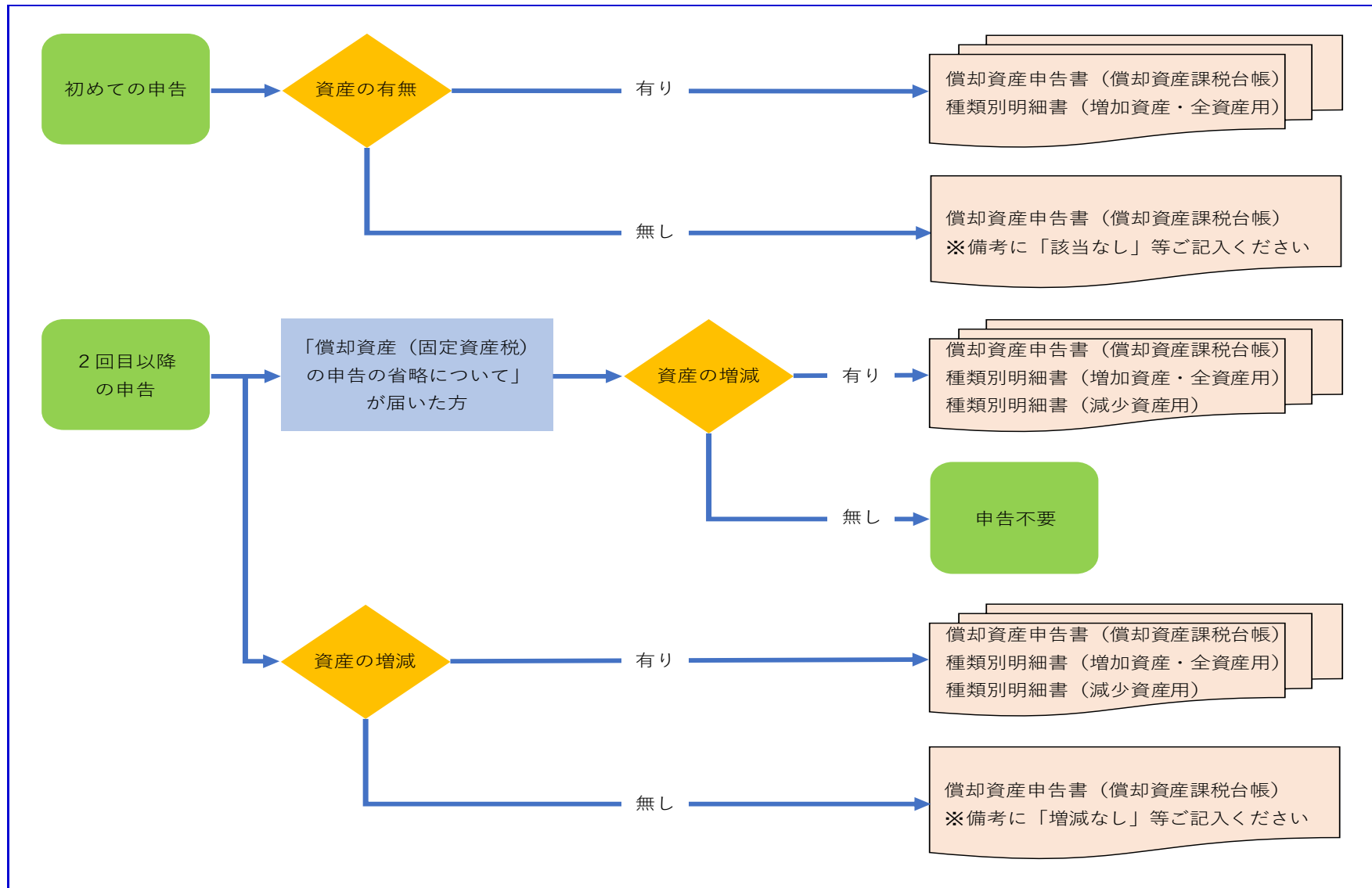
個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等のいずれか1点

ウ 代理人の本人確認書類及び委任状

代理人の個人番号カード、運転免許証、税理士証等のいずれか1点

※なお、法人番号を記載した場合には、確認書類の提示・添付は不要です。

申告書フローチャート図



Ⅲ 申告書類の作成方法

1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方見本

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

**令和 6 年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)**

個人(法人)番号などの項目を記入してください。

所有者コードは記入する必要はありません。
該当する事事項を○で囲んでください。

受付印

1 住所 921-8510
野々市市三納一丁目1番地 (電話 076-227-6000)

野々市市役所 (屋号)

3 個人番号又は法人番号 5000020172120

4 事業種目(資本金等の額) 自治体 (百万円)

5 事業開始年月 平成 23 年 11 月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 税務課 資産税係 (電話 076-227-6037)

7 税理士等の氏名 (電話)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有・無

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 太平寺三丁目126番地1

16 借用資産 有・無

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

| 資産の種類 | 取得価額 | | | | 計 ((イ)-(ロ) + (ハ) + (ニ)) | | | | |
|----------|----------------|----------------|----------------|-----|-------------------------|-----------|---|-----------|-----------|
| | 前年前に取得したもの (イ) | 前年中に減少したもの (ロ) | 前年中に取得したもの (ハ) | (ニ) | | | | | |
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | |
| 1 構築物 | | 5,000,000 | | | | 2,000,000 | | 2,500,000 | 5,500,000 |
| 2 機械及び装置 | | | | | | | | | |
| 3 船舶 | | | | | | | | | |
| 4 航空機 | | | | | | | | | |
| | | 300,000 | | | | 100,000 | | 150,000 | 350,000 |
| | | 5,300,000 | | | | 2,100,000 | | 2,650,000 | 5,850,000 |

8

住所、電話番号、氏名、(あれば屋号)を記入してください。

○前年前に取得したもの(イ)
この欄は、前年度申告書の計(ニ)と同じ数値です。
初めての申告の場合、「0」となります。

○評価額(ホ)
○決定価格(ヘ)
○課税標準額(ト)
記入の必要はありません。

○前年中に減少したもの(ロ)
○前年中に取得したもの(ハ)
前年中に減少したものの合計、増加したものの合計を記入してください。

借用資産がある場合、有に○をつけて、貸主の名称等を記入してください。
事業所用家屋の所有区分のどちらかに○をつけてください。

2 種類別明細書(減少資産用)の書き方見本

| 令和 6 年度 | | 種類別明細書(減少資産用) | | | | | | | | | | 所有者名 | | 枚のうち | | | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------|------------------|----|---|------------------|------------------|------------------|---|----------------------------|----------------------------|------|--------|---|--|
| ※ 所有者コード ※ | | | | | | | | | | | | | | 枚目 | | | |
| 行 番 号 | 減 少 の 種 類 | 抹 消 コ ー ド | 産 の 名 称 等 | 数 量 | 取 得 年 月 | | | 取 得 価 額 | 耐 用 年 数 | 申 告 年 度 | 減 少 の 事 由 及 び 区 分 | | | | 摘 要 | | |
| | | | | | 年 号 | 年 | 月 | | | | 1 売 却 3 移 動 | 2 滅 失 4 其 他 | 1 全 部 2 一 部 | | | | |
| 01 | 1 | | コンクリート舗装 | 1 | H | 21 | 3 | 2,000,000 | 15 | 22 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 02 | 6 | | パソコン | 1 | H | 23 | 3 | 100,000 | 4 | 24 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 03 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | | | | |
| 09 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 10 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 11 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 12 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 13 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 14 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 15 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 16 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 17 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 18 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 19 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| 20 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | |
| | | | | 小 計 | | | | | | | | | | | | | |

資産の種類を記入してください。
1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具、器具及び備品

所有者コード、抹消コードは記入する必要はありません。

資産の名称等、数量、取得年月、耐用年数、申告年度、減少の事由及び区分を記入してください。
T 大正、S 昭和、H 平成、R 令和

所有者名、ページ数を記入してください。

第二十六号様式別表二(提出用)

3 種類別明細書(増加資産用・全資産用)の書き方見本

| 令和 6 年度 | | 種類別明細書(増加資産・全資産用) | | | | | | | | | | 所有者名 | | 枚のうち | |
|----------|-------|-------------------|---------|-----------|------|-----------|---------|------------|---------|------|----|------|----|------|---|
| ※ 所有者コード | | | | | | | | | | | | | | 枚 目 | |
| 行番号 | 資産の種類 | 資産コード | 取得年月 | 取得価額 (イ) | 耐用年数 | 減価残存率 (ロ) | 価 額 (ハ) | ※課税標準の特例の率 | ※ 課税標準額 | 増加事由 | 摘要 | 枚 目 | | | |
| | | | | | | | | | | | | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
| 01 | 1 | コンクリート舗装 | T H 5 3 | 3,000,000 | 15 | 0. | | | | ○ | | 2 | | | |
| 02 | 6 | パソコン | 1 H 5 3 | 200,000 | 4 | 0. | | | | | | 2 | | | |
| 03 | 1 | コンクリート舗装 | 1 R 3 3 | 2,500,000 | 15 | 0. | | | | | | 2 | | | |
| 04 | 6 | パソコン | 1 R 5 3 | 150,000 | 4 | 0. | | | | | | 2 | | | |
| 05 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 06 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 07 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 08 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 09 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| 小 計 | | | | 10 | | | | | | | | 2 | | | |

所有者名、ページ数を記入してください。

所有者コード、資産コードは記入する必要はありません。

資産の種類を記入してください。
1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、4 航空機、5 車両及び運搬具、6 工具、器具及び備品

資産の名称等、数量、取得年月、耐用年数、を記入してください。
T 大正、S 昭和、H 平成、R 令和

減価残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額は記入する必要はありません。

増加事由に○をつけてください。
1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表(提出用)

IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

耐用年数と減価率、減価残存率は、P13 の減価残存率表を参照してください。

※小数点の切り捨てについて、減価残存率は、少数点第4位を切り捨てです。評価額は、少数点第1位を切り捨てとなります。

ア 前年中に取得

○ 取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

前年中取得のものの減価残存率は、その資産の減価率を r とすると

$$\left(1 - \frac{r}{2}\right)$$

で求めることができます。

例えば、取得価額 100,000 円、耐用年数6年、令和5年取得で令和6年度課税の場合、減価率(r)は 0.319 なので、「評価額」は

$$100,000 \times \left(1 - \frac{0.319}{2}\right) = 84,000\text{円}$$

となります。

イ 前年前に取得のもの

○ 前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

前年前取得のものの減価残存率は、その資産の減価率を r とすると

$$(1 - r)$$

で求めることができます。

例えば、取得価額 100,000 円、耐用年数6年、令和4年取得で令和6年度課税の場合、減価率(r)は0.319、取得してから2回目の申告、前年度評価額 84,000 円なので、「評価額」は

$$84,000 \times (1 - 0.319) = 57,204\text{円}$$

となります。

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

2 税額の計算方法

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{税額} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ \text{(1,000円未満切り捨て)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{(1.4\%)} \end{array}}$$

税額は、課税標準額に税率をかけて計算されます。

課税標準額は、「IV・1 評価額の計算方法」の計算方法により1件ずつ資産を計算し、算出された評価額の合計から 1,000 円未満を切り捨てた数値です。ただし、課税標準の特例等がある場合は異なります。償却資産の免税点は150万円です。課税標準額が150万円未満の場合、課税されません。ただし、免税点未満であっても、初めて申告される場合は申告が必要です。

3 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月 31 日までに市長が価格(評価額)を決定します。なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、審査の申出をすることができます。

4 納期限及び納付方法について

(1)納期限

5月、8月、12月、2月の末日です。

(2)納付方法

ア 口座振替

※新しく登録される場合は手続きが必要です。

イ 窓口での納付

- ・野々市市役所税務課窓口(庁舎2階)
- ・野々市市指定の金融機関又は全国の地方税統一 QR コード対応金融機関
- ・ゆうちょ銀行又は郵便局
- ・コンビニエンスストア

※上記の納付場所でクレジットカード又はスマートフォン決済アプリを提示して納付することはできません。

ウ キャッシュレス納付

- ・スマートフォン決済アプリ
- ・地方税お支払いサイト

※キャッシュレス納付した場合、領収証書は発行されません。

減価残存率表

| 耐用年数 | 減価率 r | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 r | 減価残存率 | |
|------|----------|-------|-------|------|----------|-------|-------|
| | | 前年中取得 | 前年前取得 | | | 前年中取得 | 前年前取得 |
| | | 1-r/2 | 1-r | | | 1-r/2 | 1-r |
| - | - | - | - | 31 | 0.072 | 0.964 | 0.928 |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 32 | 0.069 | 0.965 | 0.931 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 33 | 0.067 | 0.966 | 0.933 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 34 | 0.066 | 0.967 | 0.934 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 35 | 0.064 | 0.968 | 0.936 |
| 6 | 0.319 | 0.84 | 0.681 | 36 | 0.062 | 0.969 | 0.938 |
| 7 | 0.28 | 0.86 | 0.72 | 37 | 0.06 | 0.97 | 0.94 |
| 8 | 0.25 | 0.875 | 0.75 | 38 | 0.059 | 0.97 | 0.941 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 39 | 0.057 | 0.971 | 0.943 |
| 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 40 | 0.056 | 0.972 | 0.944 |
| 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 41 | 0.055 | 0.972 | 0.945 |
| 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 42 | 0.053 | 0.973 | 0.947 |
| 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 43 | 0.052 | 0.974 | 0.948 |
| 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 | 44 | 0.051 | 0.974 | 0.949 |
| 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 | 45 | 0.05 | 0.975 | 0.95 |
| 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 | 46 | 0.049 | 0.975 | 0.951 |
| 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 | 47 | 0.048 | 0.976 | 0.952 |
| 18 | 0.12 | 0.94 | 0.88 | 48 | 0.047 | 0.976 | 0.953 |
| 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 | 49 | 0.046 | 0.977 | 0.954 |
| 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 | 50 | 0.045 | 0.977 | 0.955 |
| 21 | 0.104 | 0.948 | 0.896 | 51 | 0.044 | 0.978 | 0.956 |
| 22 | 0.099 | 0.95 | 0.901 | 52 | 0.043 | 0.978 | 0.957 |
| 23 | 0.095 | 0.952 | 0.905 | 53 | 0.043 | 0.978 | 0.957 |
| 24 | 0.092 | 0.954 | 0.908 | 54 | 0.042 | 0.979 | 0.958 |
| 25 | 0.088 | 0.956 | 0.912 | 55 | 0.041 | 0.979 | 0.959 |
| 26 | 0.085 | 0.957 | 0.915 | 56 | 0.04 | 0.98 | 0.96 |
| 27 | 0.082 | 0.959 | 0.918 | 57 | 0.04 | 0.98 | 0.96 |
| 28 | 0.079 | 0.96 | 0.921 | 58 | 0.039 | 0.98 | 0.961 |
| 29 | 0.076 | 0.962 | 0.924 | 59 | 0.038 | 0.981 | 0.962 |
| 30 | 0.074 | 0.963 | 0.926 | 60 | 0.038 | 0.981 | 0.962 |

V その他

1 不申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び野々市市税条例第 83 条により、10 万円以下の過料を科されるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

2 実地調査について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行う場合があります。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

3 国税資料等の閲覧について

野々市市では地方税法第 354 条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、野々市市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきます。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

VI よくあるお問い合わせ

| | |
|-----|--|
| Q1 | 償却資産はなぜ申告しなければならないのですか？ |
| A1 | 償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、登記簿から所有者や資産内容を把握することができません。そのため、償却資産を所有している方には、地方税法第 383 条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産の申告をお願いしております。 |
| Q2 | 該当する資産はありませんが、申告は必要ですか？ |
| A2 | 申告は必要です。該当の資産がない場合であっても、資産の所有状況を把握するために申告をお願いします。 |
| Q3 | 申告書ではなく、「償却資産(固定資産税)の申告の省略について」が届いたが、何をしたらよいですか？ |
| A3 | その通知文は、案内が届いた年度の課税標準額が 150 万円未満の方に送付しているため、前年度から資産の増減がない場合は、申告を省略できます。ただし、前年度から資産の増減があった場合や、住所・氏名等の変更があった場合は申告が必要です。申告書が必要な場合は、税務課資産税係へ連絡していただくか、野々市市 HP よりダウンロードしてください。 |
| Q4 | 「償却資産(固定資産税)の申告の省略について」が届いていないが、昨年度から資産の増減はありません。申告は必要ですか？ |
| A4 | 資産の増減がない旨の申告は必要です。(申告書に「資産の増減なし」等と記載して提出してください。) ただし、2回目の申告で免税点未満の方については、「償却資産(固定資産税)の申告の省略について」を送付しており、申告を省略できます。 |
| Q5 | 初めての申告時、課税標準額を計算したところ、免税点未満でした。申告は必要ですか？ |
| A5 | 初めての申告時は、免税点未満であっても、市は資産を把握していないため必要です。ただし、2回目以降は免税点未満の方へ「償却資産(固定資産税)の申告の省略について」を送付いたします。上記通知文が届いた方で、前年度から資産の増減がない場合は申告を省略できます。 |
| Q6 | 申告漏れの資産を発見した場合はどうすればよいですか？ |
| A6 | 修正申告をお願いします。 申告書右下の概要欄に「申告漏れ資産あり」、種類別明細書の該当資産の摘要に「申告漏れ」と記入してください。 税額を再計算し、税額が増額した場合は、追加で税金を納めていただくための納付書を送付いたします。 |
| Q7 | 税務署への確定申告で減価償却費について申告済みです。市役所への申告はいりますか？ |
| A7 | 申告は必要です。 所得税の確定申告と固定資産税の申告を混同されるケースがあります。確定申告をしても固定資産税の償却資産の申告をしたことにはなりません。 所得税は国税であり、市税である固定資産税にかかる償却資産の申告とは別物です。 |
| Q8 | 共同住宅を建てましたが、税務署には外構工事等を含め全額建物として資産計上し、申告しています。償却資産の対象となるものとはないとは思いますが、申告は必要ですか？ |
| A8 | 建物に計上されている中に償却資産の対象があれば、申告は必要です。 外構工事(門、舗装、植栽など)や駐車場設備、自転車置場、電気・給排水引込工事や屋外の設備など、家屋の評価に含まれていないものは償却資産の対象となります。建物と一体で計上している場合は、見積書や工事内訳を確認し、資産を分けて申告していただく必要があります。 |
| Q9 | 共同住宅を建てましたが、申告は必要ですか？ |
| A9 | 共同住宅は主にアパートやマンションなど事業のために用いられる建物となります。そのため、外構工事(門、舗装、植栽など)、駐車場設備、自転車置場、電気・給排水引込工事や屋外の設備など、家屋の評価に含まれていないものは償却資産の対象となりますので、申告は必要です。 |
| Q10 | 申告内容が間違っていました。どうすればよいですか？ |
| A10 | 修正申告をお願いします。申告の内容に基づき、課税標準額及び税額の修正を行います。修正が過年度に及ぶ場合には、税務課資産税係までご連絡ください。 |
| Q11 | 別の自治体で使用していた資産を野々市市に持ってきました。申告はどうすればよいですか？ |
| A11 | ①償却資産申告書(償却資産課税台帳)と②種類別明細書(増加資産・全資産用)の提出が必要となります。 ①については、その資産の取得価額を「前年中に取得したもの(ハ)」に計上してください。 ②については、取得年月等は移動年月ではなく、実際に取得された年月とし、増加事由は「3移動による受入れ」に○をつけてください。 |

| | |
|-----|--|
| Q12 | 去年資産を相続したが、どのように申告すればよいですか？ |
| A12 | 新所有者の償却資産申告書を作成し、申告書右下の備考欄に「〇〇(相続人) □□(被相続人) から相続」と記入してください。 また取得年月などはそのまま引継ぎとなります。 |
| Q13 | 消費税込みか消費税抜きかどちらで申告したらよいですか？ |
| A13 | 法人税及び所得税における会計処理と同じ申告をしてください。 |
| Q14 | 各資産の耐用年数を教えてください。 |
| A14 | 管轄の税務署にお問い合わせください。 償却資産の評価に用いる耐用年数は、国が定めた「固定資産評価基準第3条第1節八」により、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものとされており、主だった耐用年数については、P3を参考にしてください。 |
| Q15 | 解体や撤去はしていませんが、今後使う見込みのない資産はどうなりますか？ |
| A15 | その対象資産が下記の①～③に全て当てはまる場合は、申告の必要がありません。 ①現在も稼働しておらず、今後も稼働する予定ではない ②税務会計上、減価償却していない ③原型はあるが、維持・補修していない |
| Q16 | 経営不振のため、一部資産を遊休資産として使用していないが、課税対象になりますか？ |
| A16 | 課税対象となります。 |
| Q17 | 月極駐車場を経営しているのですが、コンクリート舗装はせず、砂利を敷き詰めているだけです。償却資産の申告は必要ですか？ |
| A17 | 償却資産となりますので、必要です。 |
| Q18 | 家庭用に使用している資産を事業用としても使用する際、申告する取得価額は半額ですか？ |
| A18 | 国税と取扱いが異なり、全額の申告が必要です。 |
| Q19 | 国税で備忘価額の1円まで下がった資産を申告し続ける必要はありますか？ |
| A19 | 償却済み資産の場合でも、事業の用に供することができる状態にある限り、償却資産として申告する必要があります。 なお、国税と異なり、固定資産の評価額の最低限度は取得価額の5%となります。 |
| Q20 | テーブルとソファのセットで30万円(テーブル9万円、ソファ21万円)の応接セットを購入したが、個別で考えるとテーブルは10万円未満のため、損金算入し、償却資産の申告は必要ありませんか？ |
| A20 | 応接セットはテーブルとソファのセットで取引されておりますので、応接セット取得価額30万円で申告する必要があります。 |
| Q21 | 無償で譲り受けた資産は償却資産の対象になりますか？ |
| A21 | 事業の用に供する場合は、対象となります。なお、取得価額は0円ではなく、実際にその物品を取得するのに必要となる価格を記入していただくこととなりますので、注意が必要です。 |
| Q22 | 使用している機材がリースの場合、どうすればよいですか？ |
| A22 | 基本的には、リース業者が所有者として申告する必要があります。ただし、所有権移転リース(リース期間終了後に所有権が使用者に移るもの)の場合は、リース期間中であっても、借主(使用者)が申告してください。 |
| Q23 | 店舗を借りて事業をしていますが、その場合の内装は申告する必要がありますか？ |
| A23 | 貸主が取り付けた場合は不要です。 ただし、借主が取り付けた場合は、償却資産として申告が必要です。 |
| Q24 | 圧縮記帳の会計処理は認められていますか？ |
| A24 | 認められていません。圧縮前の取得価額で申告してください。 |
| Q25 | 前年中に資産を全て売却し事業を廃止したが、申告は必要ですか？ |
| A25 | 申告は必要です。償却資産申告書右下の備考欄に「事業廃止のため、全資産減少」と記入してください。 |
| Q26 | 中小企業者等なので、租税特別措置法により、取得価額30万円未満の減価償却資産を損金算入する特例が国税で認められていますが、申告は必要ですか？ |
| A26 | 申告は必要です。租税特別措置法によって減価償却資産を損金算入した場合、10万円未満の資産も申告対象となります。 |

Ⅶ 提出前のチェックシート

申告書の提出前に次の確認をお願いします。なお、このチェックリストは提出不要です。

【償却資産申告書】

以下の項目について、記入漏れはありませんか？

- 住所(又は納税通知書送付先)、電話番号、氏名
- 個人番号又は法人番号
- 事業開始年月
- 申告に应答する者の係及び氏名、連絡先
- 税理士等の氏名、連絡先(税理士等に経理を委託されている場合)
- 野々市市内における事業所等資産の所在地
- 借用資産の有無(「有」の場合は貸主の名称等を記入)
- 事業所用家屋の所有区分
- 備考(必要な場合のみ)
- 前年中の資産の増減
- 取得価額

【種類別明細書】

以下の項目について、記入漏れはありませんか？

- 資産の種類
- 資産の名称等
- 数量
- 取得年月
- 取得価額
- 耐用年数
- 増減事由
- 摘要(必要な場合のみ)

【添付書類】

以下の資産をお持ちの場合は、同時に必要書類の提出をお願いします。

- 課税標準の特例を受ける資産がある場合
- 耐用年数の短縮を行っている資産がある場合
- 増加償却を行った資産がある場合
- 非課税の資産がある場合
- 賃貸借家屋等の特定附帯設備がある場合

お問い合わせ:野々市市役所税務課資産税係 (076)227-6037